

特記仕様書

第1条（総則）

1. 本業務は、本仕様書によるほか、本仕様書に定めのない事項については、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」によるものとする。

第2条（現場責任者）

1. 受注者は、公共施設維持管理業務（除草・剪定等）委託（請負型）契約書第6条第1項に基づき、「現場責任者届」をこの契約を締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

なお、この「現場責任者届」の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から10日以内に監督員に変更した「現場責任者届」を提出し、確認を受けなければならない。

2. 受注者は、前項の「現場責任者届」に次のものを添付しなければならない。

- (1) 現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）

＜直接的な雇用関係＞

現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含まない。

- (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

第3条（工程等）

1. 業務内容は、東部県土整備局徳島庁舎管内の路面清掃であり、別添路面清掃作業工程表各2回（L=386.8km）を想定している。受注者は、契約後速やかに監督員と協議し、工程表を作成の上提出すること。
2. 受注者は、路面の状況により清掃回数の変更、清掃箇所の追加等、監督員からの指示があった場合には、速やかに作業計画を立て、監督員に報告するものとする。

また、路面に土砂等が堆積し、交通に支障となっている箇所を発見したときは、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。

第4条（安全教育等）

1. 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、作業月において安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 本業務内容等の周知徹底
 - (3) 業務安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該業務における災害対策訓練
 - (5) 当該業務現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
2. 受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、「安全訓練等実施報告書」により、監督員に提出しなければならない。

第5条（事故報告書）

1. 受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する様式（事故報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。

第6条（諸法令の遵守）

1. 受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用・運用は受注者の責任において行わなければならない。

第7条（地域住民等への対応）

1. 受注者は、業務の実施に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
2. 受注者は、地元関係者等から業務の履行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
3. 受注者は、業務の履行上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。
また、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

第8条（施工管理等）

1. 作業状況写真は、同一箇所で施行前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。
2. 受注者は、四半期ごとに路面清掃作業工程表及び清掃車作業日報を提出すること。

第9条（廃棄物の処理及び処分）

1. 廃棄物の処理が発生した場合には、監督員と協議し承諾を得ること。また、受注者は廃棄物の処理及び処分に当たって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、受注者の責任において適正に処理及び処分を行うものとする。

第10条（建設副産物）

1. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事，又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。），土砂，碎石，加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には，（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し，監督員に写しを提出しなければならない。

また，受注者は，法令等に基づき，再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

2. 再生資源利用促進計画

受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事，又は一定規模以上の工事において，建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には，COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し，監督員に写しを提出しなければならない。

また，受注者は，法令等に基づき，再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3. 実施書の提出

受注者は，再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には，工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し，監督員に提出しなければならない。

4. COBRISの入力方法

受注者は，COBRISの入力において，資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について，その施設名，施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし，バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。